

## 西脇市地域クラブ活動認定要件 要綱（案）ダイジェスト

**📁 要綱の目的と位置づけ（第1～2条）**

## 基本方針との関係

- 「西脇市の『休日の学校部活動の地域展開』に関する基本方針」に基づく
- 「実証事業期間中における西脇市地域クラブ活動に係る方針」を具体化
- 地域クラブの認定基準と指導者の資格要件を一体的に規定

## 対象者

- 市立中学校に在籍する生徒
- 部活動を卒部した生徒（3年生の継続参加を想定）

**📍 地域クラブの認定要件（第3条）**

## 1. 活動方針等

項目	基準
活動時間	休日：3時間程度/日、平日：2時間程度/日
休養日	休日：土日のいずれか1日、平日（ある場合）：週1日以上
活動場所	市内の学校施設、社会体育施設等
大会参加	平日実施種目は学校部活動として参加が原則

## 2. 組織運営

- 代表者： 18 歳以上（高校生除く）
- 指導体制：2 名以上の複数指導者・複数見守り体制
- 会 計： 透明性確保、帳簿備付、5 年間保管

## 3. 安全管理・法令遵守

- 安全配慮：事故防止、発達段階への配慮
- 人権尊重：体罰・ハラスメントの禁止
- 保険加入：参加者・指導者全員が加入必須
- 学校連携：問題発生時の情報共有・連携体制

---

## 指導者の資格要件（第 4 条）

### 基本要件（必須）

1. 年 齢： 18 歳以上（高校生除く）
2. 品 行： 体罰、暴言、ハラスメント等の不適格事項がないこと
3. 欠格事由：地方公務員法・学校教育法・暴力団排除条例に抵触しないこと
4. 研修受講：市指定の地域クラブ活動指導者研修を修了済み又は修了予定

### 専門要件（いずれか 1 つ）

要件	内容
①指導者資格	公益財団法人日本スポーツ協会、各中央競技団体又はその関係団体等が中学生を指導するに足ると認定する指導者資格等を取得していること。
②指導経験	・部活動指導員としての指導経験（1 年以上） ・地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等での指導経験（1 年以上）

	・ 教員として当該種目の部活動指導経験（1年以上）
③教員免許	教育職員免許状 & 当該種目の部活動や地域クラブでの指導経験あり
④活動経験+ 研修	当該種目の競技経験3年以上 or 指導補助2年以上 & 教育委員会が認める研修の修了
⑤その他	教育委員会が特に認める資格あり

### 継続研修（認定を受けた指導者に対して）（第5条）

- 3年に1回以上の継続研修の受講義務あり

### 📌 認定申請（第6条）

必要書類 1. 地域クラブ活動認定申請書 2. 指導者等名簿及び資格証明書類 3. 年間活動計画書 4. 保険加入証明書 5. その他教育委員会が必要と求める書類
--

申請



### 📌 認定決定（第7条）

審査 → 認定可否の決定
-----------------

通知



### 認定の有効期間（第8条）

- 認定日から当該年度の3月31日まで
- 更新可能（新規申請に準じる）

### 変更の届出義務（第9条）

- 速やかに変更届出書提出

### 認定の取消し（第11条）

- 要綱違反、偽り・不正、
- 活動実態なし、4条欠格

## 📌 実証事業期間中の特例（第 11 条）

### 教育委員会の負担項目

1. 指導者報償：1 時間 1,600 円  
(1 か月通算して 30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ)
2. 保険料等： 参加者・指導者分
3. 施設利用料：学校・社会体育施設分

### 指導者の暫定認定

<専門要件を満たさない場合でも以下の条件で暫定認定可能>

- 第 4 条の基本要件を満たす
- 当該種目に関する活動経験又は指導経験あり
- 2 か月以内に市指定の研修を受講する
- 実証事業期間終了までに専門要件を満たすよう努力

## ■ 他自治体との比較

項目	西脇市（案）	一般的な他自治体
対象者	在籍生徒＋卒部生徒	在籍生徒のみ
指導体制	複数指導者必須	単独指導者可
平日展開	制度内で想定	休日のみ
暫定認定	実証期間中可能	厳格な要件のみ
研修義務	全指導者必須	一部のみ

## 💡 検討会議での確認事項

### 1. 要綱案の承認

- 内容・水準の適切性
- 実証事業への適用可能性

### 2. 運用面の検討

- 指導者研修の具体的内容
- 認定審査の体制・基準
- 地域クラブ立ち上げ支援策

### 3. 今後のスケジュール

- 要綱の正式決定時期
- 実証事業開始に向けた準備
- 関係者への周知方法
- R8 実証事業に向けた地域クラブ公募